

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-136
処分の種類	施行者に対する措置命令			
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第124条第3項			
処分の概要	個人施行者、組合又は再開発会社に対する市街地再開発事業の施行の促進を図るための必要な措置の命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、また措置の種類も特定できないため、基準の具体化が困難である)			
基準の制定根拠	—			